平成２６年（フ）第４４号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目６番18号　シティーハイムアベニュー201
債務者　高沼　俊之
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５３号
埼玉県川越市神明町49番地１　川越神明町団地４号棟201号室
債務者　鈴木知恵子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２号
埼玉県入間郡毛呂山町川角908―５、住民票上の住所神奈川県横須賀市小矢部１丁目１番２号
債務者　福田　健一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６４号
埼玉県所沢市大字山口1302番地の５、前住所埼玉県所沢市大字荒幡1052番地の28
債務者　東　日出男
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６５号
埼玉県所沢市大字山口1302番地の５、前住所埼玉県所沢市大字荒幡1052番地の28
債務者　東　裕見子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目30番12―102号　Ｋハイム２
債務者　松井　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４１号
岐阜県多治見市高田町11丁目５番地の128
債務者　高山智枝子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２４１号
静岡県富士宮市長貫1340番地の９
債務者　鈴木　浩美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４号
栃木県矢板市片岡2448番地22　高倉ハイツⅠ―201号、前住所栃木県那須塩原市共墾社１丁目６番18号　平塚ハイツ203号
債務者　小川　祐司
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２０号
愛知県一宮市浅井町東浅井字南ノ下1345番地１　グランハイムＡ―201号
債務者　糸田　修一
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１５９号
広島県東広島市西条吉行東１丁目５番16号
債務者　森住　慶介
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
山口県宇部市昭和町１丁目４番17号、従前の住所京都府京都市下京区塩小路通黒門東入坊門中之町74番地レジデンス京都ミッドシティ501
債務者　松永かおり
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４号
福島県いわき市内郷御厩町４丁目71番地　月見荘２階Ｂ―８
債務者　遠藤　政則
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２４４号
茨城県石岡市東大橋3002番地３
債務者　茅場　俊彦
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
名古屋市名東区よもぎ台３丁目1416番地
債務者　梅田　昭彦
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６５３号
大阪市生野区田島５丁目22番15号　ファミリーマンションＹＯＵＫＩ２―１
債務者　西　理恵子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０６号
大阪市旭区高殿７丁目11番18号　カルムセイワ高殿101
債務者　清水　一路
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部